

議第32号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の7第1項中「の医療費の保護者負担」を「及びその保護者の医療費の負担」に改め、「定める者が同法」の次に「第22条の3又は」を加え、「医療保護入院」を「入院」に改め、「場合に、」の次に「当該精神障害者又は」を加え、「自己」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の医療給付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、前項に規定する入院に係る医療費を負担した者とする。

(1) 本市に6月以上居住し、かつ、入院期間が3月を超える精神障害者

(2) 前号に規定する精神障害者の保護者で、本市に6月以上居住する者

第11条の7に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第11条の5に規定する重度心身障害児・者の医療給付を受けることができる者及び生活保護法による保護を受けている者は、第1項の医療給付の対象としない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条の7の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士